

民法の成年年齢引下げに反対する会長声明

- 1 平成27年6月17日に公職選挙法が改正され、選挙年齢が18歳に引き下げられることとなった。この改正は、平成27年5月に成立した日本国憲法改正手続に関する法律（国民投票法）の附則を受けたものであったが、同附則3条1項が選挙年齢とともに検討課題とした、民法の成年年齢引下げの問題が議論されている。
- 2 民法の成年年齢が18歳に引き下げられた場合の大きな問題点は、18歳、19歳の若年者が未成年者取消権（民法5条2項）を喪失することにより、消費者被害が増加することである。

未成年者は、未成年者取消権を行使することで、取引行為によるリスクを回避することができ、この効果は、未成年者を相手に違法もしくは不当な契約締結を勧誘しようとする事業者に対する強力な抑止力となっている。殊に、スマートフォン等が未成年者にも普及している現在、オンラインゲームやインターネット通販等に関して未成年者がトラブルに巻き込まれる事件が多発していることからしても、未成年者取消権の存在はきわめて重要である。

もちろん、若年者に対する消費者被害を抑止するためには、若年者に対する消費者教育の拡充も重要であるが、我が国において、そのような施策の実施は未だ充実しているとは言い難く、若年者の消費者被害にかかる理解は不十分と言わざるを得ない。

このように、未成年者取消権の果たしている役割、若年者に対する消費者教育の現状に照らせば、現段階で民法の成年年齢の引下げがなされた場合、未成年者取消権の喪失により、18歳、19歳の若年者の消費者被害が増加することが予想され、未成年者の保護に悖ることになりかねない。

- 3 選挙年齢の引き下げは、民主主義の観点から18歳、19歳の若年者に選挙に参加する権利を付与するものであるのに対し、民法の成年年齢の引下げは、18歳、19歳の若年者に私法上の行為能力を付与するのにふさわしい判断能力があるかどうかという未成年者保護の問題であるから、同一に考えるべき必然性はない。例えば、成年被後見人について私法上の行為能力が制限されているが、選挙

権は認められていることからみても、民法の成年年齢や行為能力の有無と選挙年齢とは別個に考えられるべきであることは明らかである。

- 4 成年年齢について定めた関係法令は、民法の他にも200以上存在するとされていることから、民法と公職選挙法の選挙年齢のみを一致させても法制度がシンプルになるとは言い難い。特に、少年法、未成年者喫煙防止法、未成年者飲酒禁止法、競馬法等については、成年年齢引下げに根強い反対論がある。法律における年齢区分は、それぞれの法律の立法目的や保護法益ごとに、子どもや若年者に最善の利益と社会全体の利益を実現する観点から、個別具体的に検討されるべきであり、国法上の統一性やわかりやすさ、といった単純な理由で安易に決められてはならない。
- 5 また、離婚した場合の養育費の取り決めは、成年するまで支払うとされることがほとんどであるが、成年年齢の引下げがなされた場合、養育費の支払い終期が18歳まで早められる可能性があり、離婚した夫婦の子や子の監護を行う親にとって不合理な結果を招来しかねない。さらに、民法が私法の基本法であることから、民法の成年年齢引下げは、未成年者を保護すべく定められた他の法律の改正につながることも懸念される。したがって、民法の成年年齢の引下げに当たっては、他の制度や法律にも影響が及ぶであろうことを前提とし、慎重な検討が必要不可欠であり、成年年齢引下げによる影響や問題点を広く把握し、多面的かつ充分な議論がなされる必要がある。
- 6 以上のとおり、民法の成年年齢引下げは、決して安易に決められるべき問題ではなく、多面的かつ充分な時間をかけた国民的議論を経て決定されるべきであるから、当会は、これが達成されていない現時点において、民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げるに反対する。

2017（平成29）年9月22日

愛媛弁護士会

会長 高橋直人

（公印省略）